資料4

矢出沢川流域水害対策協議会規約について

令和8年10月27日
矢出沢川流域水害対策協議会及び同幹事会

1 流域水害対策協議会規約(案)の概要

主な実施事項

- ○ 流域水害対策計画の作成及び変更に関する協議
- ○ 計画の実施に係る連絡調整
- ○ 計画の実施状況の確認及び評価

計画策定主体と協議会構成員

矢出沢川流域水害対策協議会

流域水害対策計画の策定主体

- ○ 河川管理者(長野県)
- ○ 長野県
- ○ 上田市
- ○ 下水道管理者(上田市)

その他の構成員

- ○ 接続河川(千曲川)の河川管理者
- ○ 学識経験者
- ○ 関係団体・民間事業者

計画策定に向けた検討の流れ

協議会
計画案等を協議・計画管理

← 検討結果を付議

幹事会
実務的な検討、連絡調整等

← 意見を反映

住民からの意見聴取
浸水被害の経験・被害の実情

運営

- ○ 協議会の円滑な運営のため幹事会を置き、協議会資料・議事概要は原則として公表